

2024 年 2 月 19 日

金融審議会
会長 神田秀樹 殿

金融担当大臣 鈴木 俊一

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により下記のとおり
諮問する。

記

○ サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する
検討

サステナビリティ情報に係る昨今の国際的な動向や要
請を踏まえ、我が国資本市場の一層の機能発揮に向け、投
資家が中長期的な企業価値を評価し、建設的な対話を行う
に当たって必要となる情報を、信頼性を確保しながら提供
できるよう、同情報の開示やこれに対する保証のあり方
について検討を行うこと。